

2024年（令和6年）11月7日

福岡市教育委員会 御中

福岡県弁護士会

会長 徳 永 響

同人権擁護委員会

委員長 吉 田 純 二

## 要望書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立てを受けられた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

このたび、●氏（以下「申立人」といいます。）の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴委員会に対して下記のとおり  
の要望をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本要望をすることとした理由は、別紙「要望の理由」記載のとおりです。

### 記

貴委員会において、福岡市内の特別支援学校のクールダウンルームの実態を調査し、その結果を踏まえて自閉症・情緒障害者等がそれぞれのニーズに応じた特別支援教育を受けるために必要な合理的配慮を実現できるクールダウンルームの設置基準の検討を含めた教育環境の整備を漸次的に進めるように要望する。

以上

別紙

## 要望の理由

### 第1 人権救済申立の概要

申立人は、ADHD・知的障害があるため、令和元年8月27日から福岡市立●特別支援学校（以下「●校」という。）に在籍していたが、●校は、同年10月9日、申立人をクールダウンさせるためという理由で廊下の隅の階段の端にマットを敷き、窓ガラスにガードをつけて、段ボールで作った仕切りで囲った簡易なスペース（以下、「本件別室」という。）を設置し、同月16日に申立人に本件別室の存在と使用の必要性について説明し、本件別室の利用を強制した。

これにより、申立人は、精神的にショックを受け、同年10月24日以降登校することができず、令和2年2月17日付で、●特別支援学校に転校した。

そこで、福岡市教育委員会及び●校に対して、上記人権侵害行為がなされることのないよう再発防止に努め、生徒に対する指導方法の改善を求める勧告をすることを求める。

### 第2 認定事実

#### 1 当事者について

##### (1) 申立人

申立人は、ADHD（注意欠陥多動障害）・知的障害があり、精神科に通院し、投薬治療を受けていた。

申立人は、多動の傾向が強く、思い通りにならないとイライラして癩癢が激しくなり、暴力が出る傾向があり、親権者母の説明によれば、命令口調や怒って話をされるのが苦手なパニックにつながり、パニック時に身体に触られるとよりパニックが激しくなっていた。

精神障害者保健福祉手帳（2級）、療育手帳（B2級）を取得している。

##### (2) 福岡市立●特別支援学校

●校は、福岡市が設置した特別支援学校で、小学部、中学部、高等部が

あり、●年度の児童・生徒数は小学部が●人、中学部が●人、高等部が●人であった。

申立人が在籍していた中学部●年●組は、申立人を含めて7人の生徒が在籍しており、3名の教諭が担当していた。同組は、3階の南側校舎のトイレの東側に配置されていた。

## 2 ●校への転入の経緯

申立人は、令和元年8月27日、申立人は●校中等部に転入した。

●校中学部は、申立人の転入にあたり、前校から教育支援計画及び指導計画（通知表と兼用）書を受領した。また、●校中学部の学年の学年主任が前校に架電し、口頭で引き継ぎを受けた。その際、前校からは、申立人が落ち着いており、リーダーにもなっていたとの説明があったが、前校での登校日数が7日しかなかったこともあり、申立人がパニックになった場合の状況についての具体的な引き継ぎはなかった。

転入後、親権者母との面談が実施され、申立人の家庭での様子、前校での様子、通学方法、学校生活において注意すべき点の確認がなされた。親権者母の説明によれば、申立人がパニックになることがあるが最近落ち着いて生活できているということであった。

申立人の出席日数は令和元年8月が1日、9月が14日、10月が7日で、11月、12月及び翌令和2年1月の出席はなかった。

## 3 ●校での様子

申立人は、クラスメイトとの関係でトラブルになったことはあったものの、教室内で孤立することはなく、特定のクラスメイトといつも一緒に行動していた。

他方、朝からイライラした気持ちでスクールバスに乗り込んだときは、スクールバスから降りてこなかったり、降りても学校内に入ろうとせずに校外に行こうとすることがあった。学校側も、申立人が落ち着くまで無理に教室には上がらせず、外で過ごすようにしていた。また、授業中に集中力が途切れ、イライラする様子が見られることもあった。学校内でイライラした様子が見られる場合、申立人がパニック状態になることを未然に防ぐため授業のやり方を遊びに近いような形に変更したり、教室の後ろのスペースの利用や3階の●校舎に配置されていた学習室の利用を促す等して対応していた。申立人は、イライラする徴候が認められる場合には学習室で過ごしたり、学校内を歩いてクールダウンする等していた。もっとも、申立人が利用していた

学習室は、元々別の生徒がクールダウンルームとして専属的に使用しており、申立人が編入したばかりの頃は当該生徒が入院のため登校していなかったことから申立人が専属的に使用することができていたが、当該生徒が10月から登校を再開したため、その後は申立人が学習室を専属的に使用することができなくなった。

申立人は、思うように行動できなかつたり、本人が勝負に負けたと思ったような場合には、スイッチが入ったように怒り出し、パニックになった。申立人は、イライラした気持ちが高ぶりすぎるとパニックになり、物を投げたり、倒したり、その場から飛び出すという行動が見られた。申立人がパニックになったときは他の生徒の安全を確保するため、他の生徒を隣の教室に移動する等していた。

#### 4 本件別室設置の経緯

申立人は、前述のとおり、イライラした気持ちが高ぶりすぎるとパニックになり、物を投げたり、倒したり、その場から飛び出すという行動が見られた。●校内で申立人がパニックになったときの様子は、以下のとおりである。

- ・ 10月1日、申立人は、掃除の順番に関して教諭から注意を受けたことがきっかけでパニックになり、教室内に設置していたアクリルガラスをたたき割った。その後、申立人は、教室を飛び出した。
- ・ 10月7日、音楽の授業でうまくいかないことがあり、パニックになった。申立人の対応をしていた担任教諭のお腹を殴り、近くにあった水筒を投げつけた。

上記の経過により、●校でも、申立人にはクールダウンルームの利用が必要であると認識していた。●校ではクールダウン専用の部屋を設置しておらず、空き教室や授業が行われていない特別教室をクールダウンルームとして使用していたところ、学期途中での編入であったことから、申立人が在籍していた教室の近くにクールダウンルームを配置することができず、編入当初は3階の●校舎にある学習室をクールダウンルームとして使用していた。もっとも、申立人の教室から学習室までは離れており、前述のとおり、10月からは当該学習室も利用することが困難となっていた。当時、●校には空き教室がなかったことから、申立人の教室から近い場所として、10月9日、3階●校舎の廊下の東隅の階段の端にある幅約2メートル、奥行き約4メートルの空きスペースに本件別室を設置した。なお、●校は、本件別室を申立人だけでなく、●年●組に在籍していた生徒にも利用させる予定であった。

本件別室は、床にマットが引いてあり、東側と北側の窓及び南側の壁にもマットが貼り付けられていた。また、通路から見えないように可動式の段ボールの衝立が設置されていた。●校は、本件別室の設定にあたって、事前に福岡市教育委員会や親権者母と協議することはなかった。

10月16日、担任教諭は、申立人に対し、本件別室の説明をした。担任教諭によれば、申立人とクラスメイト1人と一緒に本件別室まで行き、申立人に対し「イライラしたり、教室にいたくないときは（ここに）行っていいよ。」と説明した。同席していた教諭によれば、申立人は落ち着いた様子で担任教諭の説明を聞いており、マットの上に寝転がる等していた。

同日の連絡帳には、「パニックになったら休憩できるスペースができたよと話すようになったと言ってくれました」との記載がある。

#### 5 申立人が不登校となった経緯について

10月23日、申立人が7日ぶりに登校した。●校の記録には、この日、申立人が校内でパニックになったとの記録はなく、関係者もこの日不登校となる要因となるようなイベントがあったという記憶はなかった。他方、申立代理人の説明によれば、この日帰宅した後、申立人が親権者母に対し、泣きながら、「僕だけの部屋がある」と述べた。

申立人は、10月24日、登校しなかった。同日、親権者母が、●校を訪れ、申立人から男性教諭二人に教室から本件別室に連れて行かれたと聞いたと言い、学校側に事実確認を求めた。学校長は、申立人らが連れ出したとしている男性教諭2名に確認したが、そのような事実は確認されなかった。

申立人は、10月24日以降、●校に登校することはなかった。

#### 6 本件別室の使用の有無について

申立人の本件別室の使用の有無については、申立人と●校の主張が対立しているが、関係者からの聞き取り調査等を踏まえても、当該事実の存在を認定することはできなかった。

### 第3 福岡市教育委員会が果たすべき役割

#### 1 合理的配慮としてのクールダウンルームの必要性

##### (1) 合理的配慮の位置付け

日本が批准する障害者の権利条約第24条第2項は、障害者の教育に関する権利の実現にあたり、締約国が確保すべきものの一つとして、「個人

に必要な合理的配慮が提供されること」を挙げる。

また、障害者の差別の解消に推進に関する法律第5条は、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と行政機関の義務を定めている。

ここにいう「合理的配慮」とは、障害者の活動を制限している障壁を取り除くための配慮であり、発達障害者支援法にいうところの、社会的障壁の除去に資することを旨とした発達支援も同じ意味であると考えられる。

その内容は、その障害特性や、それぞれの場面、状況に応じて異なるところ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応することが求められる。

したがって、学校教育法第72条の規定による特別支援学校を設置、運営する福岡市は、特別支援学校の生徒である障害者に対し、その障害特性に応じ、教育を受けるための障壁を取り除くための合理的配慮を行う義務を有している。

## (2) 合理的配慮としてのクールダウンルーム（スペース）の必要性

前述のとおり、「合理的配慮」の内容は、障害特性や、それぞれの場面、状況に応じて異なるものであり、一律に定めることは困難である。

しかし、前掲障害者の権利に関する条約の採択をきっかけとして、平成22年に文科省に設置された「特別支援教育に関する特別委員会」の報告は、本件のような場合における「合理的配慮」を検討する参考になるものと思われる。

同報告は、「発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮」として、「幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う」とするとともに、別表10において障害類型毎に必要な「合理的配慮」の例を挙げており、「注意欠陥多動性障害（ADHD）」については、「注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等

を考慮した施設・設備を整備する。(余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置等)」を挙げている。

申立人はADHDであるとされており、本件別室が設置される以前においても、実際にクールダウンルームの使用が必要な状況があったことからすれば、申立人の障害特性からして、適切なクールダウンルーム（スペース）の確保が、「合理的配慮」として必要であったことは間違いないものと思われる。

したがって、本件別室がクールダウンルームとして適切なものであったか否かは別として、クールダウンルームを設置すること自体はむしろ障害者の権利条約や障害者の差別の解消に推進に関する法律に沿った対応であるといえる。

## 2 本件別室の問題性

しかし、前述したように、本件別室は、3階●校舎の廊下の東隅の階段の端に設置されたものであり、そのような性格上、床、東側と北側の窓及び南側の壁にマットを貼り付け、可動式の段ボールの衝立で目隠ししただけの極めて簡素なものである。

クールダウンルーム（スペース）について明確な設置基準が定められているわけではないが、その目的からして、気持ちを落ち着かせるために、外部の音をなるべく遮り、外気温や湿度に左右されない空間であることが望ましいと考えられるところ、本件別室はまったくそのような条件を備えていない。むしろ、廊下、階段を通る生徒などから覗かれる可能性があり、パニックを悪化させてしまうことも懸念される。

また、特別支援学校設置基準13条は、「特別支援学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない」と定めているところ（なお、同設置基準は、後述するように、本件発生後の令和3年9月に策定されたものであるが、同様の基準は、従来から学校一般の基準として謳われていたものである）、本件別室は床や壁にマットが貼り付けられているだけであり、階段近くに設置されていることからイライラした状態が高まれば可動式の段ボールの衝立を押し倒して飛び出し、階段に転落する可能性も考えられるところであり、安全性の点ひとつとっても、その条件を備えていないのではないかと思われる。

したがって、本件別室は、特別支援学校の施設に求められる指導上、保健衛生上、安全上及び管理上の適切さを備えているものであるか極めて疑

わしい。

本件においては、本件別室の使用を認定することはできなかったが、上述のとおり本件別室は教育施設としての適切さを欠くものであり、教室不足等の状況が継続し、本件別室が現実に使用されたり、その使用を強制的に促されたりするような事態となれば、特別支援学校に通う生徒の人権を侵害するおそれが極めて高い。

### 3 本件別室設置の背景事情

日本は、平成19年に障害者に対するインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮などを謳った障害者権利条約に署名し、以降、従来は盲・聾・養護学校で行っていた「特殊教育」を、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へと転換し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進してきたところである。

その結果、特別支援学校や特別支援学級の在籍者数は増加の一途をたどり、特別支援学校在籍者数は平成20年の112,334名(1026校)から平成30年には143,379名(1141校)、特別支援学級在籍者数は平成20年の124,166名(内、自閉症・情緒障害43,702名)から平成30年には256,671名(同122,836名)へと大幅に増加しており<sup>1</sup>、福岡市においても、特別支援学校の児童生徒数は平成20年の1253名から平成30年には1566名へと増加している<sup>2</sup>。

しかしながら、このような特別支援教育に対するニーズの増大に対して、公立特別支援学校における教室不足がかねてから指摘されており、平成27年10月1日時点で全国3622教室、平成28年10月1日時点でも全国3430教室、福岡県内でも130もの教室数の不足が指摘されている<sup>3</sup>。

そして、このような公立特別支援学校の教室不足は、令和元年5月1日

---

<sup>1</sup> 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議「日本の特別支援教育の状況について」令和元年9月25日

[https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt\\_tokubetu01-00070\\_3\\_1\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200109-mxt_tokubetu01-00070_3_1_1.pdf)

<sup>2</sup> 令和元年度 福岡市の特別支援教育

<http://www01.fuku-c.ed.jp/schoolhp/hattatuc/siryu/r01tokubetsushien.pdf>

<sup>3</sup> 上記令和元年「日本の特別支援教育の状況について」



時点で全国 3 1 6 2 教室に減少しているものの、福岡県ではむしろ 1 3 9 教室に増加している<sup>4</sup>。このような慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和 3 年 9 月 2 4 日に特別支援学校設置基準<sup>5</sup>（令和 3 年文部科学省令第 4 5 号）が公布されており、同年 1 0 月 1 日時点に至って福岡県内の不足教室数もようやく 1 2 6 まで減少しているものの<sup>6</sup>、福岡市内の特別支援学校数自体は平成 2 0 年以降 8 校のまま横ばい推移しており<sup>7</sup>、一部報道によれば、福岡市では、全国の政令市で平均 8 割となっている自閉症・情緒障害向け支援学級の設置率も 1 割にとどまり全国 2 0 の政令市で最も低く、全国 2 0 政令市における市立学校の自閉症・情緒障害学級の設置率の平均は小学校 8 2 %、中学校 8 1 %であったにもかかわらず、福岡市は小学校 9 %（1 4 5 校のうち 1 3 校）、中学校 1 2 %（6 9 校のうち 8 校）にとどまっていたとも指摘されている<sup>8</sup>。

実際に、●校が教育施設として不適切さを欠いた本件別室を設置せざるを得なかった背景には、同校において従前クールダウンルームとして利用していた学習室の使用が困難で、他に適切な部屋もないという施設整備不良の状況があった。

#### 4 教育委員会の役割

前述のように、●校が教育施設としての適切さを欠いた本件別室を設置せざるを得なかった背景には、クールダウン専用の部屋を設置しておらず空き教室や授業が行われていない特別教室等を利用するようにしていたこと、当時、●校には空き教室がなかったことが挙げられるところ、このような、障害者が特別支援教育を受けるための基礎的なインフラとなる教室の確保や、自閉症・情緒障害者に対するクールダウンルームの設置等、障害者がそれぞ

---

4 令和元年度 公立特別支援学校の教室不足調査結果(各都道府県学部等別)  
[https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt\\_sisetujo-000006016.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200609-mxt_sisetujo-000006016.pdf)

5 特別支援学校設置基準の公布等について(通知)  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00038.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00038.html)

6 公立特別支援学校における教室不足調査の結果について  
[https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt\\_sisetujo-000006016\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_sisetujo-000006016_01.pdf)

7 上記令和元年度 福岡市の特別支援教育

8 読売新聞オンライン「政令市平均 8 割だが福岡市は 1 割 自閉症・情緒障害向け支援学級設置率」2 0 2 2 年 4 月 3 日  
<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20220403-OYTNT50029/>

れのニーズに応じた特別支援教育を受けるために必要な合理的配慮を実現できる教育環境を整備することは、学校の設置及び管理や、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関することを職責とする教育委員会が果たすべき基本的な役割である。

福岡市では、令和5年4月に新たな特別支援学校（清水高等学園）が開校し<sup>9</sup>、令和6年度当初予算案にて知的障がい特別支援学校と自閉症・情緒障がい特別支援学級に対してクールダウンのためのパーテーション等を設置する費用を計上する等、教育環境の整備を行っている。しかし、クールダウン専用の部屋を設置することなく、空き教室や授業が行われていない特別教室等をクールダウンルームとして使用しているため、空き教室がない場合にはパーテーション等を設置する場所を確保することができず、本件別室のような不適切なクールダウンルームを設置する事態を再び招きかねない。そして、本件別室が実際に使用されるような事態となれば、第三者の人権を侵害するおそれがあることは前述のとおりである。また、クールダウンのためのパーテーション等も各学校の教室不足等の状況によっては、その設置自体も困難であって人権侵害のおそれが解消されない事態も想定される。

したがって、福岡市教育委員会は、上記のような人権侵害のおそれに鑑み、特別支援学校において必要な合理的配慮を実現し、不適切な教育施設による人権侵害を防止するために、福岡市内の特別支援学校のクールダウンルームの実態を調査すべきであり、調査結果を踏まえて必要な措置を講じるよう検討することが必要である。

#### 第4 結語

以上から、福岡市教育委員会に対しては、要望書記載のとおり、福岡市内の特別支援学校のクールダウンルームの実態を調査し、その結果を踏まえて自閉症・情緒障害者がそれぞれのニーズに応じた特別支援教育を受けるために必要な合理的配慮を実現できるクールダウンルームの設置基準の検討を含めた教育環境の整備を漸次的に進めるよう要望する。

以上

---

<sup>9</sup> 福岡市の教育施策（令和5年度）

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/23520/1/R5\\_fukuokashinokyouseisaku.pdf?20230420150924](https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/23520/1/R5_fukuokashinokyouseisaku.pdf?20230420150924)